

都市計画道路の見直しについて

第77回 長野市都市計画審議会

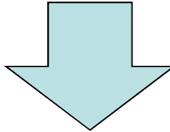
令和2年11月20日

都市整備部 都市政策課

長野市の都市計画道路

昭和41年 2市2町3村が合併
 昭和44年 それぞれの市町村で計画されていた
 都市計画道路を整理

現在の都市計画道路網の原型



約50年の歳月が経過

都市計画道路の整備状況

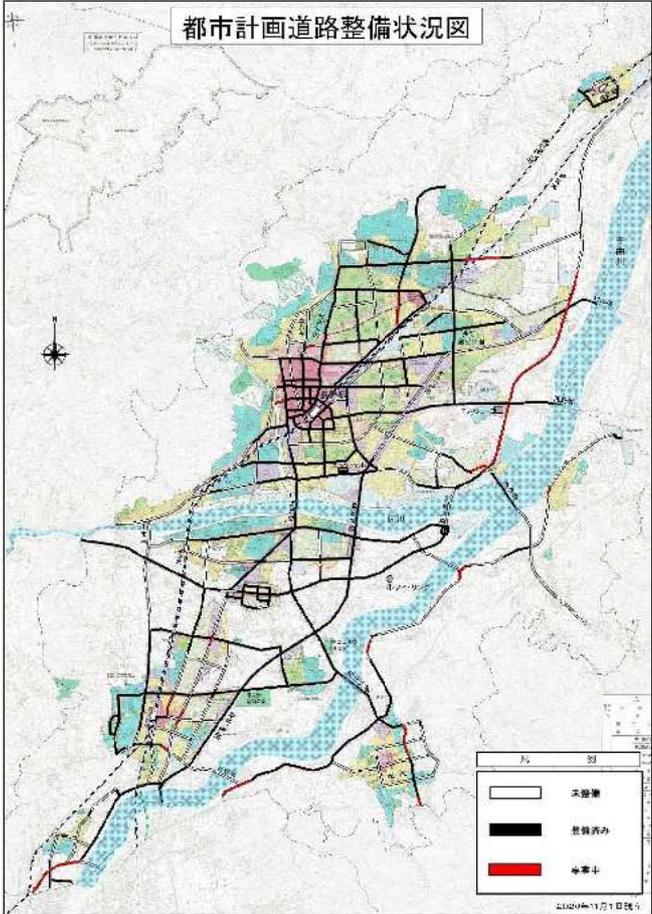
全102路線	260.41km
--------	----------

60.0%	40.0%
-------	-------

整備済み
156.30km
 (換算延長含む)

未整備
104.11km

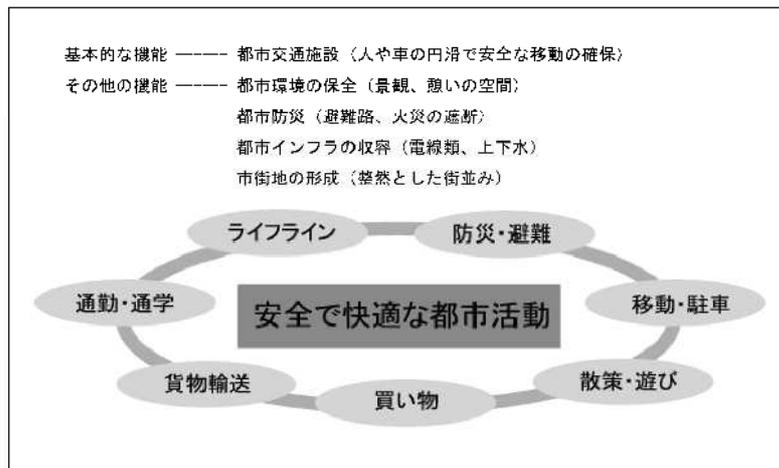
(R2.11.1時点)



都市計画道路とは

都市計画法に基づく都市施設のひとつです。

交通機能・空間機能・市街地形成機能など、円滑な都市活動や良好な都市環境の形成に欠かすことが出来ない重要な機能を担っています。



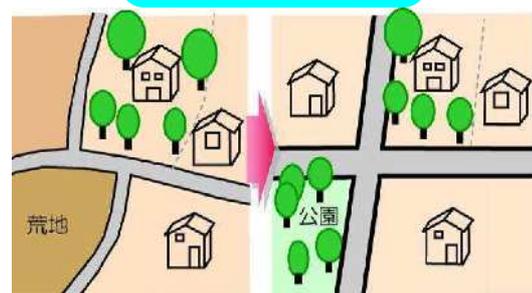
都市計画道路の役割のイメージ

交通機能



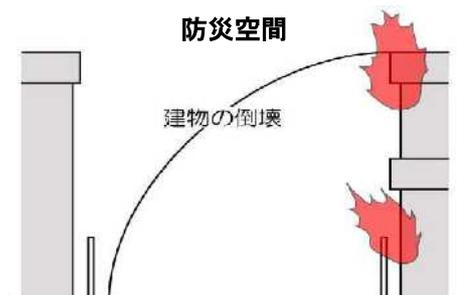
人と物を運ぶ通行サービス 等

市街地形成機能



生活基盤の充実・土地利用の促進 等

空間機能

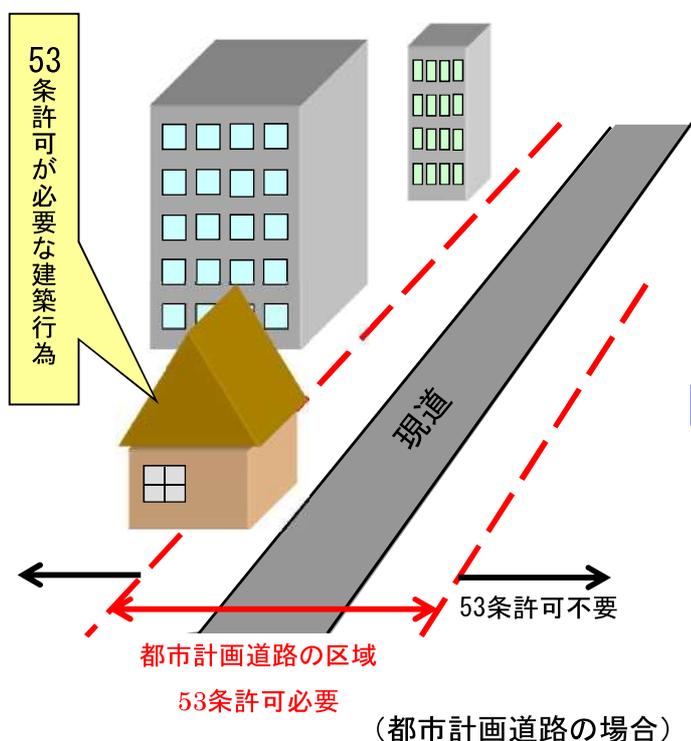


火災時の延焼遮断、避難通路 等



上下水道、電線等の地中化、まちの緑化 等

都市計画道路の決定による建築制限



将来の事業の円滑な施行を確保するため、事前に区域を示すとともに、区域内において、容易に移転、除去できるもの以外の建物の建築制限を行う。

【以下に該当する建築物は許可】

- 階数が2階以下で、かつ、地階を有しない。
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等であること。

【都市計画法第53条、第54条】

都市計画道路の見直しの考え方

地域整備の方向性を見直しとあわせて、必要に応じて都市計画の変更を行うべき

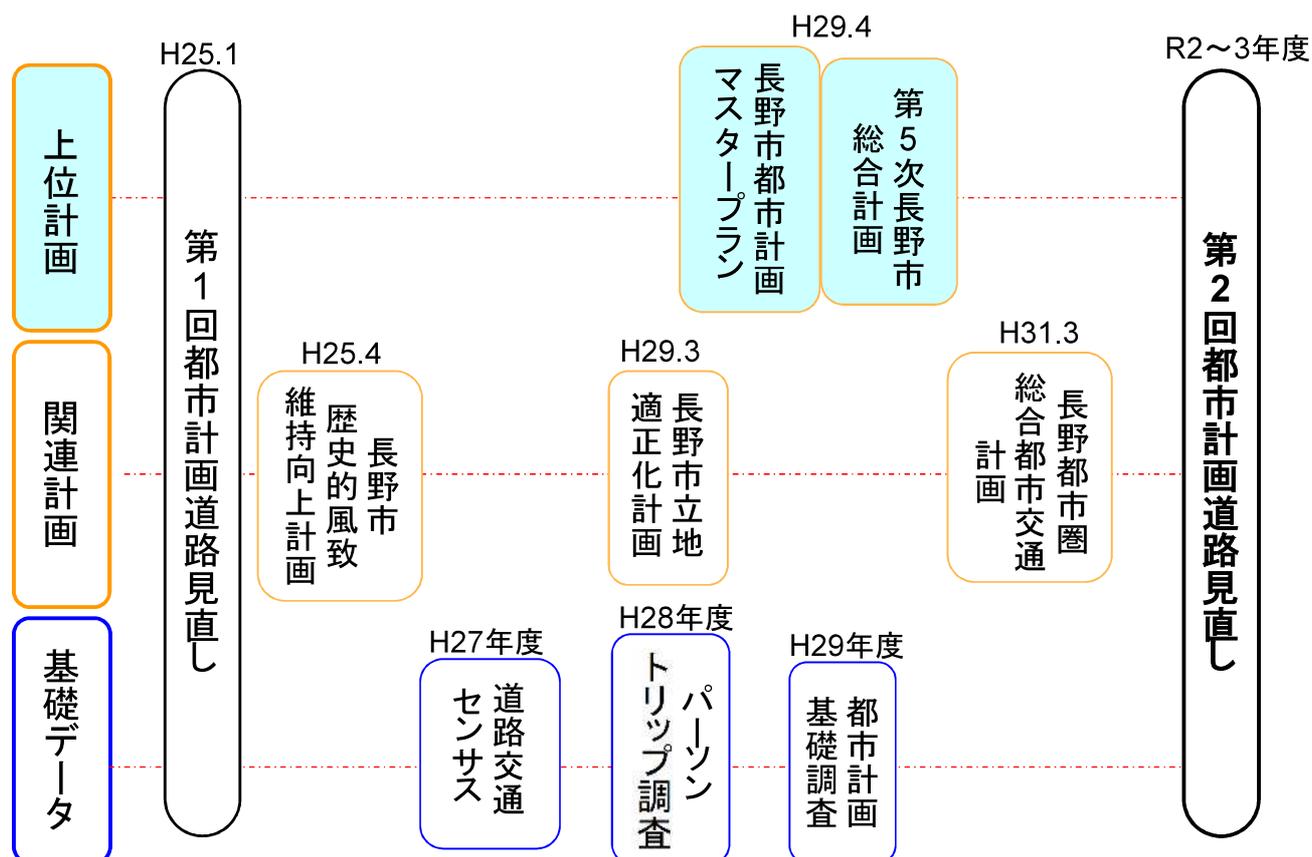
- **長期間にわたる未整備都市計画道路の存在**
建築などの制限による地権者への不利益や土地利用計画への影響など
- **社会経済情勢の変化**
人口構成や社会資本の投資対象の変化など
- **道路・交通を取巻く諸環境の変化**
自家用車に頼らない移動への転換や歩行者にやさしい空間づくり、既存道路の活用など

これまでの長野都市計画道路の見直し

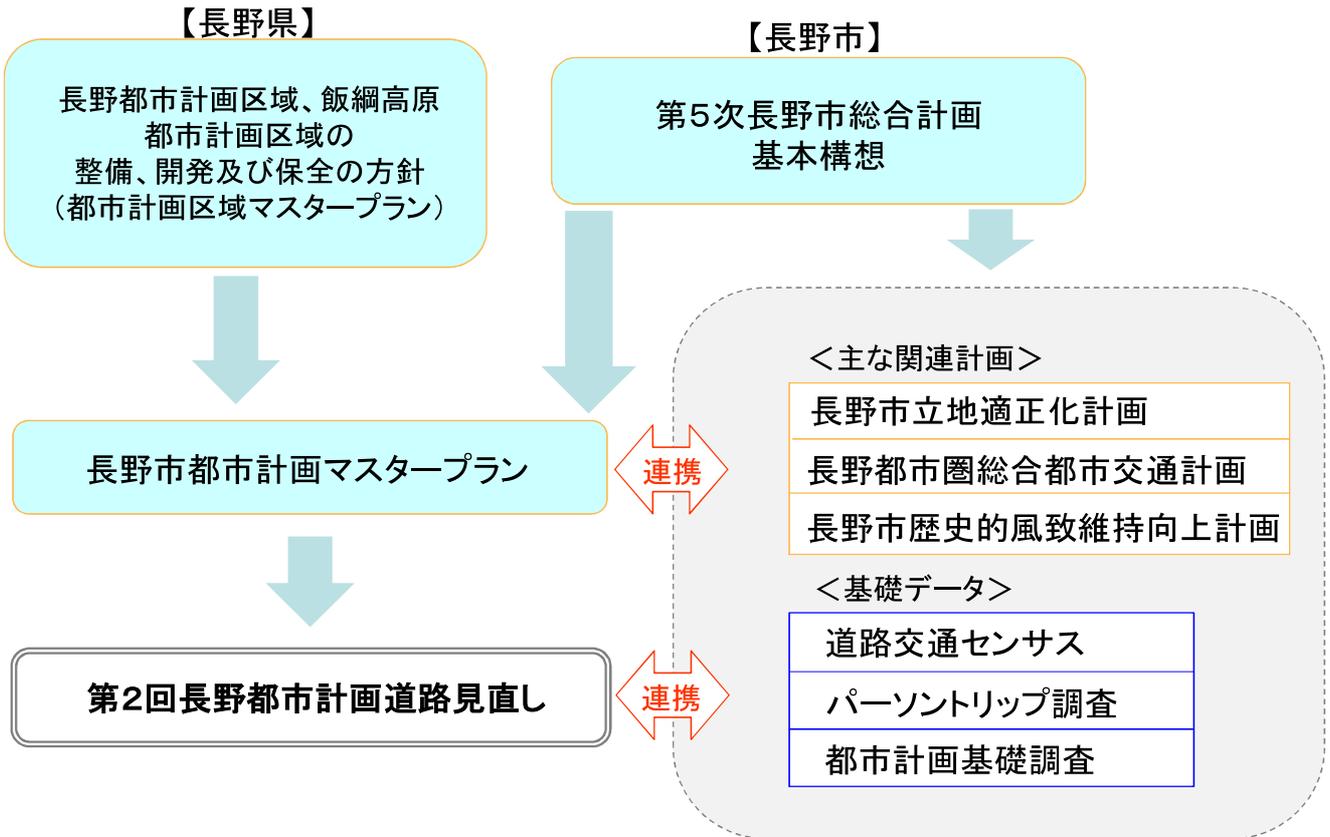
平成25年1月 第1回長野都市計画道路見直し案作成



都市計画道路をとりまく状況の変化



上位計画との関係

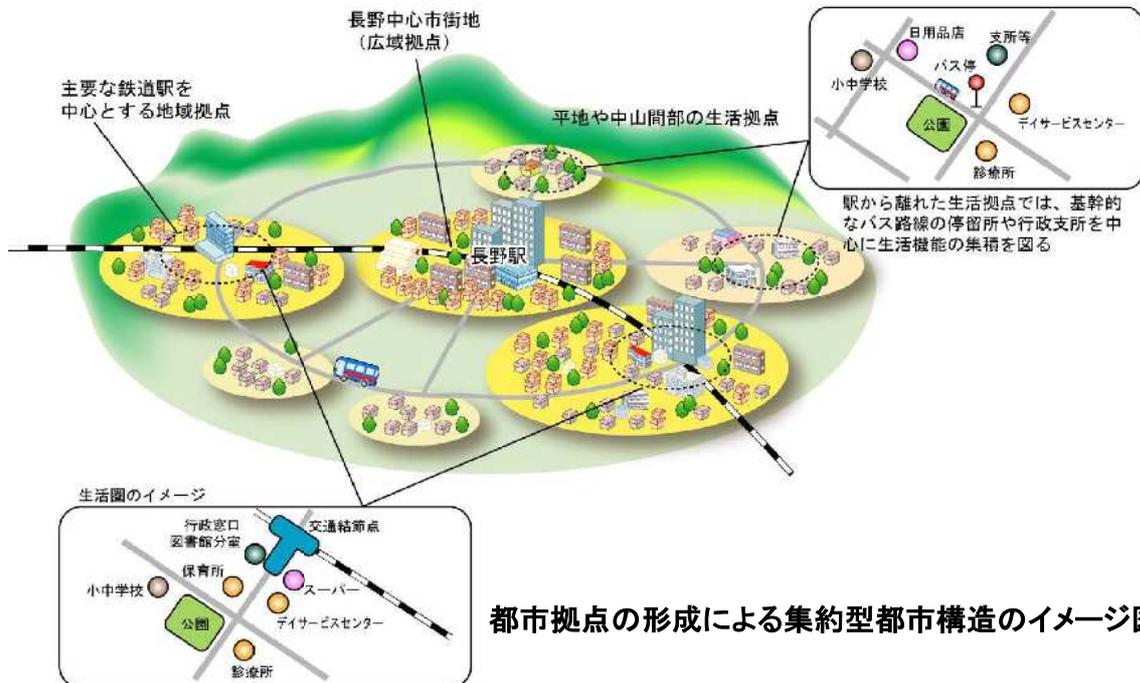


見直しの必要性

目指すべき都市像

●コンパクトな都市(集約型都市構造)の形成
「都市拠点」をつなぐ「都市軸」の形成

都市計画道路網の再構築



見直しの課題・視点

●コンパクトな都市(集約型都市構造)の形成 「都市拠点」をつなぐ「都市軸」の形成

防災・減災の
観点から検証

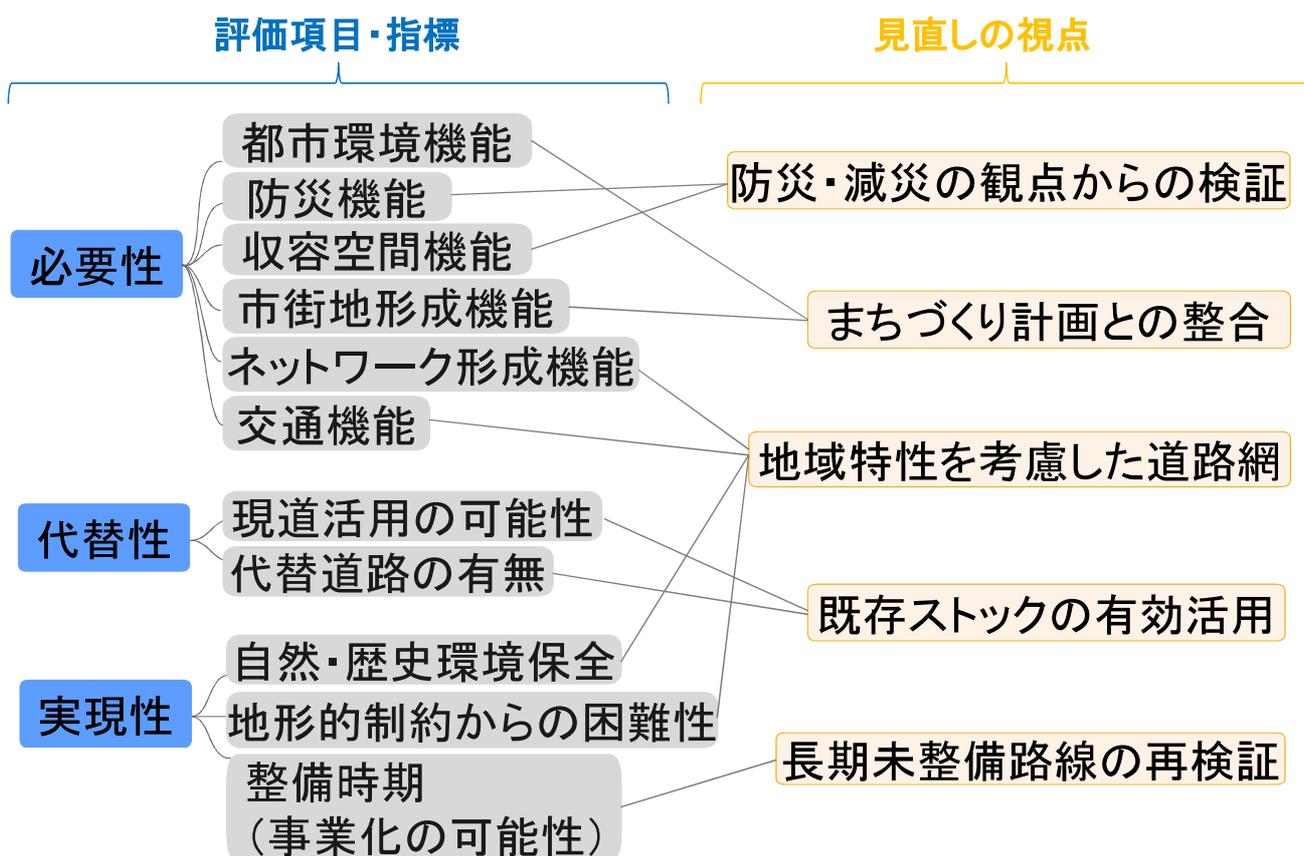
まちづくり計画
との整合

地域特性を
考慮した道路網

既存ストックの
有効活用

長期未整備路線
の再検証

評価項目・指標



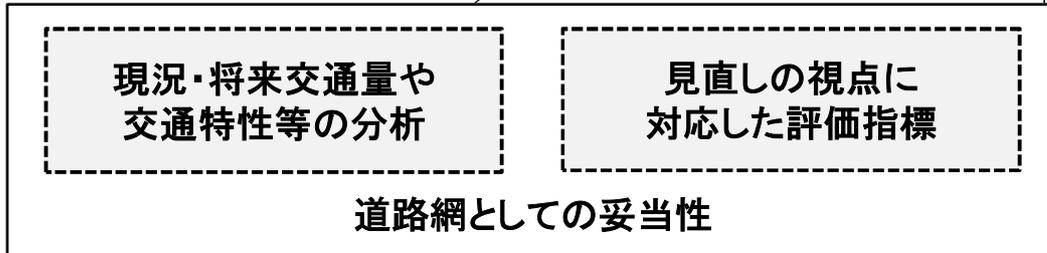
見直しの内容

【整備状況】



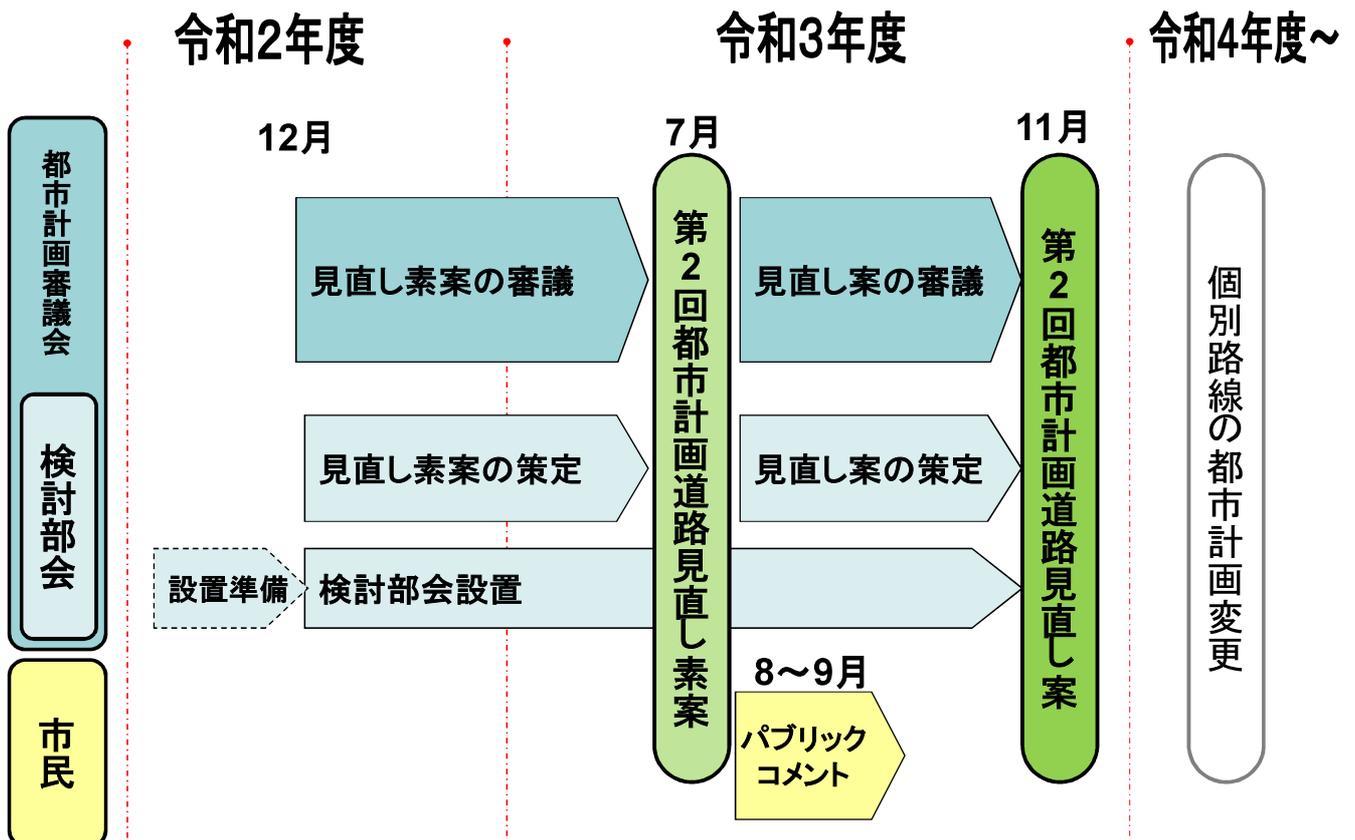
調査・事業中

【第1回見直し結果をベースとして評価・検証】

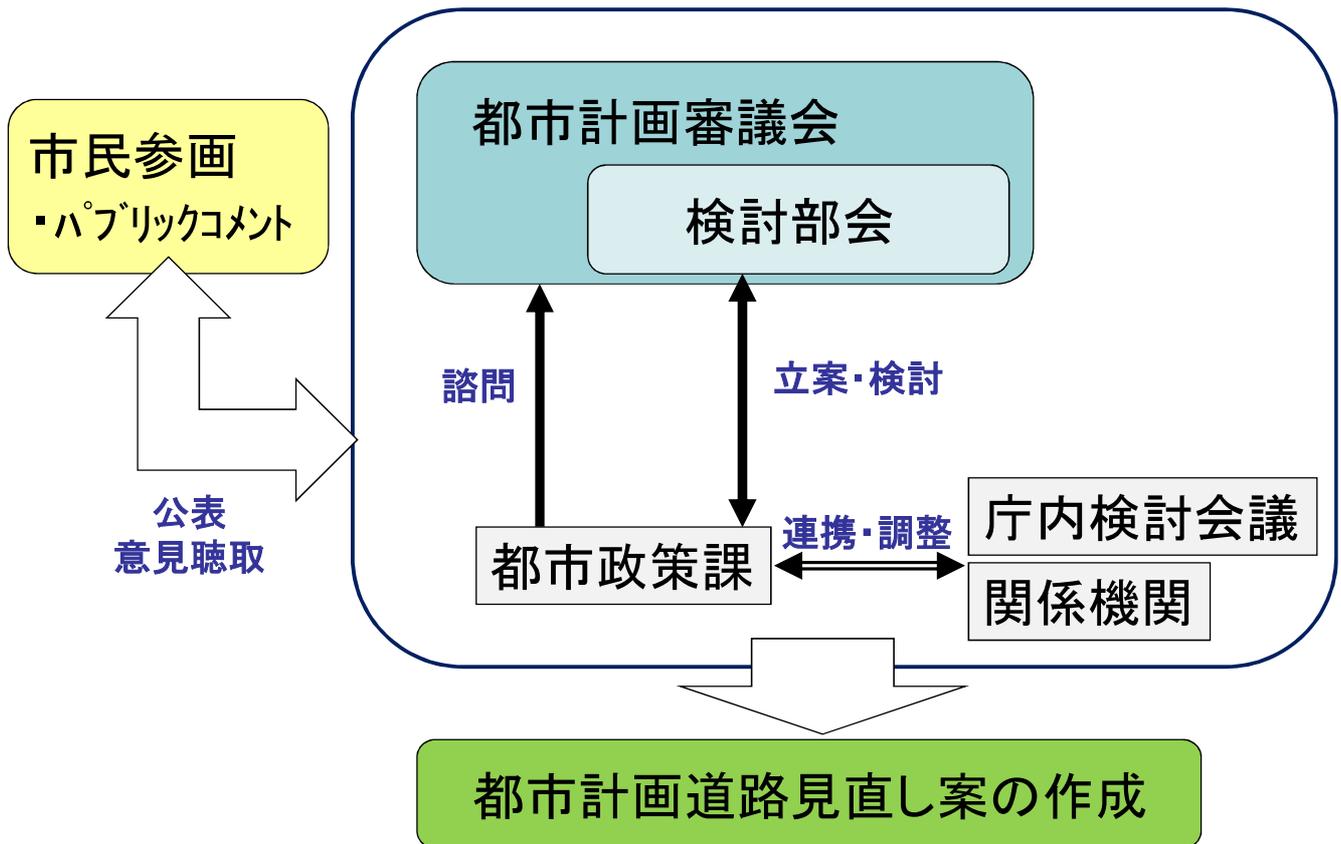


【第2回長野都市計画道路の見直し】

今後の進め方について

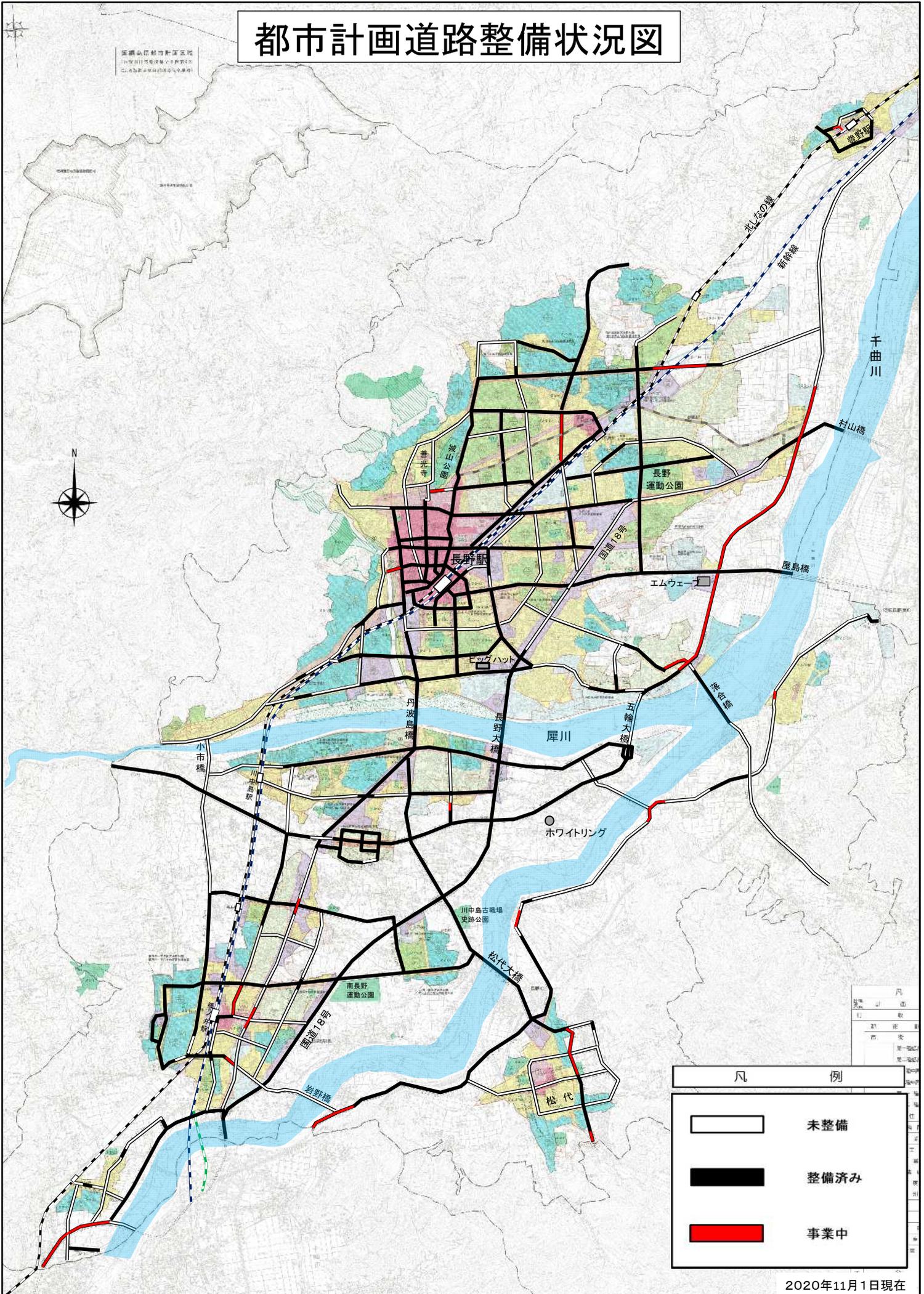


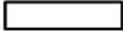
見直し検討体制



都市計画道路整備状況図

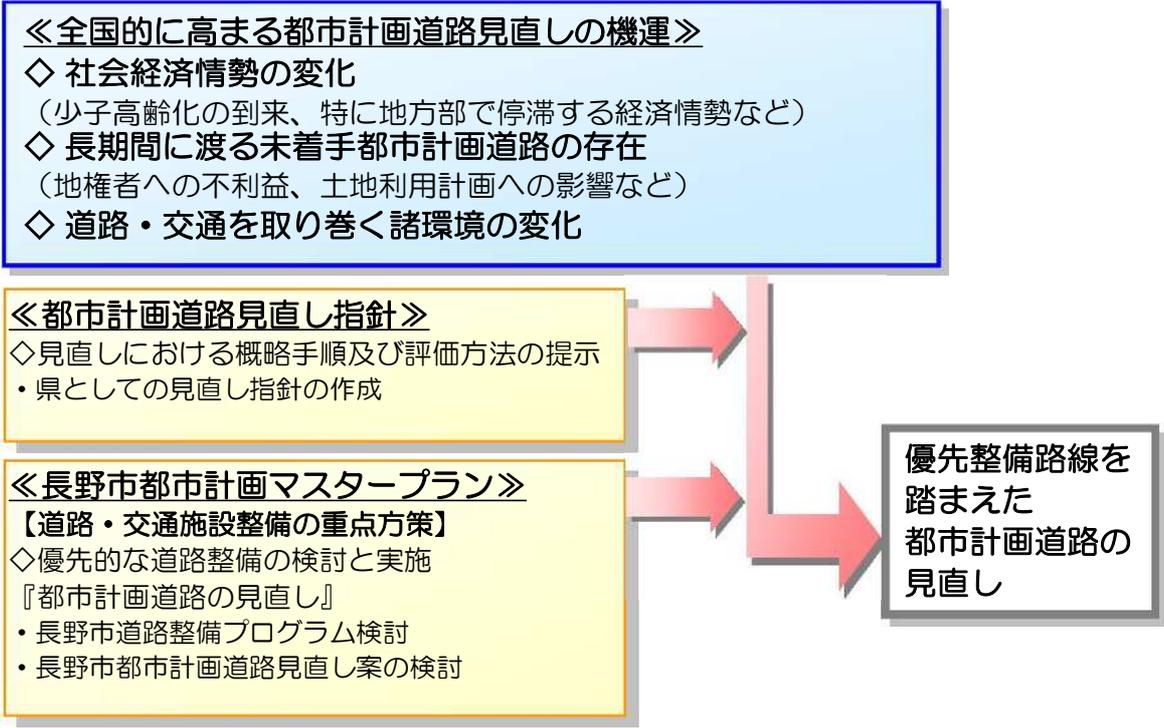
国領公園都市計画区域
（市営国領公園整備事業の進捗状況）
（国土交通省国土院の調査による）



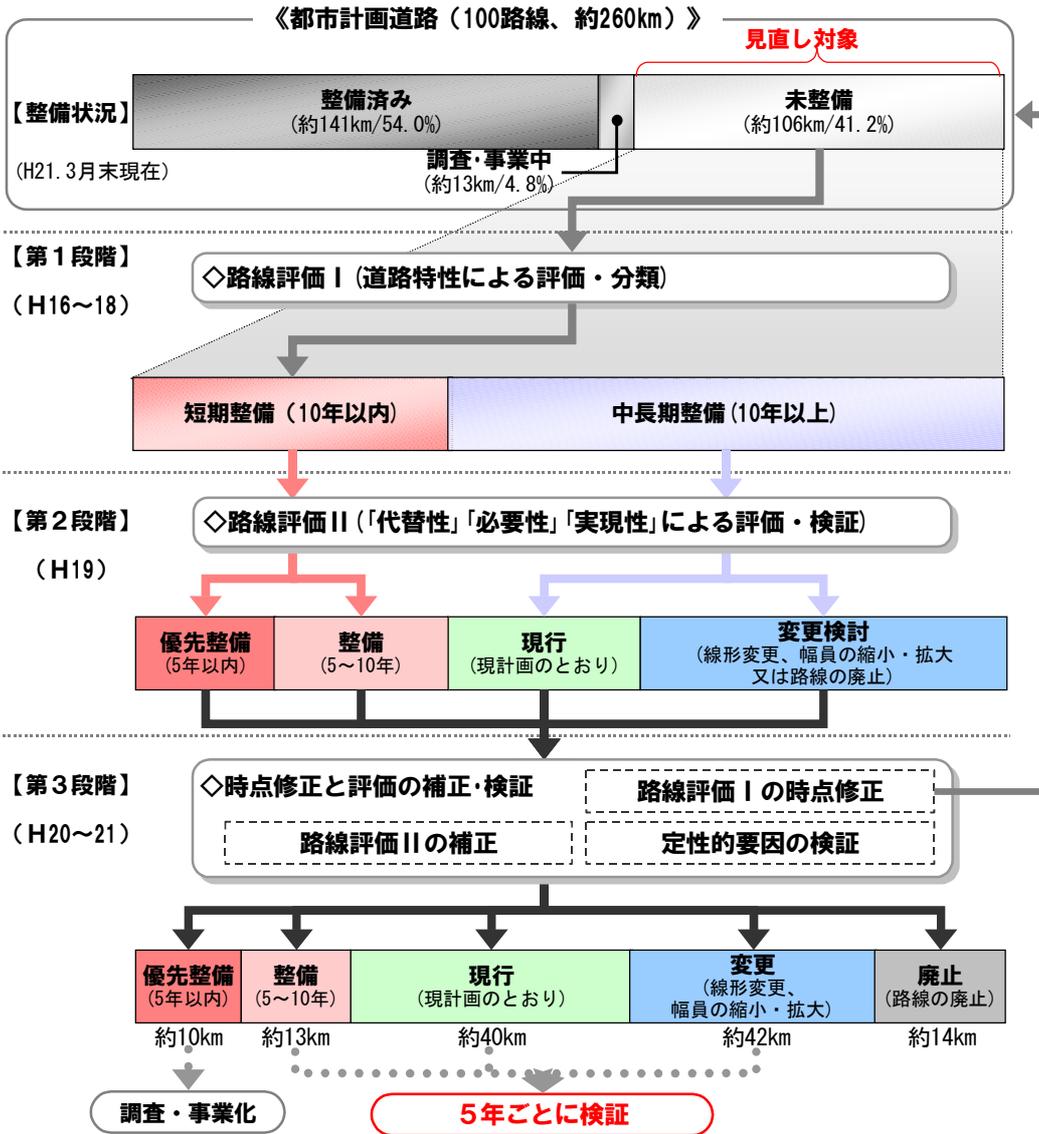
凡 例	
	未整備
	整備済み
	事業中

第1回都市計画道路見直しの概要

1 見直しの背景と必要性



2 見直し作業の内容



長野市都市計画審議会条例
長野市都市計画審議会運営要綱
長野市都市計画審議会運営細則

第 77 回 長野市都市計画審議会

令和 2 年 11 月 20 日

都市整備部 都市政策課

改正 平成13年6月29日条例第20号

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、長野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市議会議員
- （2）学識経験者
- （3）民間諸団体の代表者
- （4）関係行政機関の職員
- （5）市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

第4条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別な事項に関する調査審議が、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、学識経験者として委嘱された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書記）

第7条 審議会に書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の命を受け、審議会の所掌事務に従事する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（長野市都市計画調査審議会条例の廃止）

2 長野市都市計画調査審議会条例（昭和44年長野市条例第50号）は、廃止する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

3 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成13年6月29日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

長野市都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2 会議の招集は、会議を招集する日の3日前までに、会議の日時、場所及び会議の目的を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(欠席の申出)

第3 第2の規定により招集の通知を受けた委員、臨時委員及び専門委員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(専門委員の会議への出席等)

第4 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて意見を述べ、又は説明することができる。

(関係人の会議への出席等)

第5 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席及び発言を求めることができる。

(議事録)

第6 審議会の議事は、議事録として記録しておかななければならない。

2 議事録には、議長及び議長が指名した2人の委員が署名しなければならない。

(部会)

第7 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

7 会長は、審議会において調査審議する事項を部会に付託することができる。

8 部会長は、部会の調査審議が終了したときは、調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

9 第2から第6までの規定は、部会について準用する。この場合において「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補足)

第9 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この運営要綱は、平成12年4月1日から適用する。

長野市都市計画審議会運営細則

(趣旨)

第1 この運営細則は、長野市都市計画審議会運営要綱第9条の規定に基づき、長野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議及び議事録の公開)

第2 審議会の会議は、審議会の透明性の確保を図るため、原則として公開とする。ただし、公正な議事運営を確保する上で審議会が必要と認める場合は公開しない。

2 審議会の議事録は、原則として公開とする。ただし、審議会が必要と認める場合は、公開しない。

(審議会の傍聴)

第3 会議の傍聴を希望する者は、事前（議案の縦覧期間中）に縦覧場所の傍聴希望者名簿に必要事項を記載し申し込むものとする。ただし、住所・氏名・電話番号を記載したハガキ等によっても申し込みすることができるものとする。

2 審議会は、傍聴希望者名簿及びハガキ等の申し込みにより、抽選のうえ、傍聴を希望する者へ傍聴の可否を事前に通知するものとする。ただし、傍聴者の人数は15名以内とし、事前に議案に対する意見書を提出した者が優先されるものとする。

3 議長は、審議会の秩序を維持するため、その秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした傍聴人を退場させることができる。

(議決の方法)

第4 議案の採決は、委員の挙手により行うものとする。ただし、反対意見書が提出された案件及び意見書の提出がない案件でも委員から異議があった場合は、無記名投票により採決を行うものとする。

(委員の代理出席)

第5 委員以外の者の代理出席は認めない。ただし、第4号委員で、委員が属する機関の意思を表明し得るものに限り代理出席を認めるものとする。

附 則

この運営細則は、平成12年8月30日から適用する。

附 則（第4の改正）

この運営細則は、平成24年8月31日から適用する。